

第4 税率に関する調

1 県税の税率等の推移	55
(1) 県民税	55
(2) 事業税	64
(3) 不動産取得税・県たばこ税・ゴルフ場利用税・特別地方消費税・ 地方消費税	73
(4) 軽油引取税・狩猟税・鉦区税・石油価格調整税・産業廃棄物税・ 自動車取得税	82
(5) 自動車税	91

(1) 県民税

税目		年度		昭和47年	昭和48年	昭和49年	昭和50年	昭和51年	
		均等割	所得割	100円	100円	100円	100円	300円	
県民税	個人県民税	均等割	所得割	(所得) 150万円超 4% 150万円以下 2%	(所得) 150万円超 4% 150万円以下 2%	(所得) 150万円超 4% 150万円以下 2%	(所得) 150万円超 4% 150万円以下 2%	(所得) 150万円超 4% 150万円以下 2%	
		法人県民税	均等割	資本等の金額が 50億円超	1,000円 (注1)	1,000円 (注1)	1,000円 (注1)	1,000円 (注1)	6,000円 (注2)
	資本等の金額が 10億円超～50億円以下								
	資本等の金額が 1億円超～10億円以下								
	資本等の金額が 1,000万円超～1億円以下			3,000円 (注3)					
	上記以外		600円	600円	600円	600円	1,800円		
	法人税割	本則	5.6%	5.6%	5.2%	5.2%	5.2%		
		附則 (超過課税)							
	県民税利子割 (昭和63年度より)		/						
	県民税配当割 (平成16年より)		/						
県民税株式等 譲渡所得割あ (平成16年より)		/							

(注1) 資本の金額又は出資金額が1,000万円を超える法人

(注2) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社

(注3) 資本の金額又は出資金額が1,000万円を超え1億円以下の法人

税目		年度		昭和52年	昭和53年	昭和54年	昭和55年	昭和56年	
		均等割	所得割	300円	300円	300円	500円	500円	
県民税	個人県民税	均等割		300円	300円	300円	500円	500円	
		所得割		(所得) 150万円超 4% 150万円以下 2%	(所得) 150万円超 4% 150万円以下 2%	(所得) 150万円超 4% 150万円以下 2%	(所得) 150万円超 4% 150万円以下 2%	(所得) 150万円超 4% 150万円以下 2%	
	法人県民税	均等割	資本等の金額が 50億円超	20,000円 (注2)	200,000円 (注4)	200,000円 (注4)	200,000円 (注4)	200,000円	
			資本等の金額が 10億円超～50億円以下		100,000円 (注5)	100,000円 (注5)	100,000円 (注5)	100,000円	
			資本等の金額が 1億円超～10億円以下		20,000円 (注6)	20,000円 (注6)	20,000円 (注6)	20,000円	
			資本等の金額が 1,000万円超～1億円以下	6,000円 (注3)	6,000円 (注7)	6,000円 (注7)	6,000円		
			上記以外	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円		
		法人税割	本則	5.2%	5.2%	5.2%	5.2%	5.0%	
			附則 (超過課税)						
	県民税利子割 (昭和63年度より)		/						
	県民税配当割 (平成16年より)								
	県民税株式等譲渡所得割 (平成16年より)								

(注4) 資本の金額又は出資金額(相互会社にあつては純資産額)が50億円を超える法人

(注5) 資本の金額又は出資金額が10億円を超え50億円以下の法人

(注6) 資本の金額又は出資金額が1億円を超え10億円以下の法人

(注7) 資本の金額又は出資金額が1,000万円を超え1億円以下の法人

税目		年度						
		昭和57年	昭和58年	昭和59年	昭和60年	昭和61年		
県民税	個人県民税	均等割	500円	500円	500円	700円	700円	
		所得割	(所得) 150万円超 4% 150万円以下 2%	(所得) 150万円超 4% 150万円以下 2%	(所得) 150万円超 4% 150万円以下 2%	(所得) 150万円超 4% 150万円以下 2%	(所得) 150万円超 4% 150万円以下 2%	
	法人県民税	均等割	資本等の金額が 50億円超	200,000円	300,000円	750,000円	750,000円	750,000円
			資本等の金額が 10億円超～50億円以下	100,000円	200,000円	500,000円	500,000円	500,000円
			資本等の金額が 1億円超～10億円以下	20,000円	40,000円	100,000円	100,000円	100,000円
			資本等の金額が 1,000万円超～1億円以下	6,000円	12,000円	30,000円	30,000円	30,000円
			上記以外	2,000円	4,000円	10,000円	10,000円	10,000円
	法人税割	本則	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	
		附則 (超過課税)						
	県民税利子割 (昭和63年度より)							
県民税配当割 (平成16年より)								
県民税株式等譲渡所得割 (平成16年より)								

税目		年度						
		昭和62年	昭和63年	平成元年	平成2年	平成3年		
県民税	個人県民税	均等割	700円	700円	700円	700円	700円	
		所得割	(所得) 150万円超 4% 150万円以下 2%	(所得) 260万円超 4% 260万円以下 3% 130万円以下 2%	(所得) 500万円超 4% 500万円以下 2%	(所得) 500万円超 4% 500万円以下 2%	(所得) 550万円超 4% 550万円以下 2%	
	法人県民税	均等割	資本等の金額が 50億円超	750,000円	750,000円	750,000円	750,000円	750,000円
			資本等の金額が 10億円超～50億円以下	500,000円	500,000円	500,000円	500,000円	500,000円
			資本等の金額が 1億円超～10億円以下	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円
			資本等の金額が 1,000万円超～1億円以下	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
			上記以外	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
	法人税割	本則	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	
		附則 (超過課税)						
	県民税利子割 (昭和63年度より)			5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	
県民税配当割 (平成16年より)								
県民税株式等譲渡所得割 (平成16年より)								

税目		年度		平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	
		均等割	所得割	700円	700円	700円	700円	1,000円	
県民税	個人県民税	均等割		700円	700円	700円	700円	1,000円	
		所得割		(所得) 550万円超 4% 550万円以下 2%	(所得) 550万円超 4% 550万円以下 2%	(所得) 550万円超 4% 550万円以下 2%	(所得) 700万円超 4% 700万円以下 2%	(所得) 700万円超 4% 700万円以下 2%	
	法人県民税	均等割	資本等の金額が 50億円超		750,000円	750,000円	800,000円	800,000円	800,000円
			資本等の金額が 10億円超～50億円以下		500,000円	500,000円	540,000円	540,000円	540,000円
			資本等の金額が 1億円超～10億円以下		100,000円	100,000円	130,000円	130,000円	130,000円
			資本等の金額が 1,000万円超～1億円以下		30,000円	30,000円	50,000円	50,000円	50,000円
			上記以外		10,000円	10,000円	20,000円	20,000円	20,000円
		法人税割	本則		5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
			附則 (超過課税)					5.8% (注8)	5.8% (注8)
	県民税利子割 (昭和63年度より)				5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
県民税配当割 (平成16年より)		/							
県民税株式等譲渡所得割 (平成16年より)		/							

(注8) 平成7年6月1日から平成12年5月31日までに終了する事業年度分について資本の金額
又は出資金額が1億円を超えるもの、又は法人税割の課税標準となる法人税額が年400万
円超のもの

税目		年度		平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	
県民税	個人県民税	均等割		1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	
		所得割		(所得) 700万円超 3% 700万円以下 2%	(所得) 700万円超 3% 700万円以下 2%	(所得) 700万円超 3% 700万円以下 2%	(所得) 700万円超 3% 700万円以下 2%	(所得) 700万円超 3% 700万円以下 2%	
	法人県民税	均等割	資本等の金額が50億円超		800,000円	800,000円	800,000円	800,000円	800,000円
			資本等の金額が10億円超～50億円以下		540,000円	540,000円	540,000円	540,000円	540,000円
			資本等の金額が1億円超～10億円以下		130,000円	130,000円	130,000円	130,000円	130,000円
			資本等の金額が1,000万円超～1億円以下		50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円
			上記以外		20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円
		法人税割	本則		5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
			附則 (超過課税)		5.8% (注8)	5.8% (注8)	5.8% (注8)	5.8% (注9)	5.8% (注9)
	県民税利子割 (昭和63年度より)				5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
	県民税配当割 (平成16年より)								
県民税株式等譲渡所得割 (平成16年より)									

(注9) 平成12年6月1日から平成32年5月31日までに終了する事業年度分について資本の金額又は出資金額が1億円を超えるもの、又は法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円超のもの

税目		年度		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年		
県民税	個人県民税	均等割		1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円		
		所得割		(所得) 700万円超 3% 700万円以下 2%	(所得) 700万円超 3% 700万円以下 2%	(所得) 700万円超 3% 700万円以下 2%	(所得) 700万円超 3% 700万円以下 2%	(所得) 700万円超 3% 700万円以下 2%		
	法人県民税	均等割	資本等の金額が50億円超		800,000円	800,000円	800,000円	800,000円	800,000円	
			資本等の金額が10億円超～50億円以下		540,000円	540,000円	540,000円	540,000円	540,000円	
			資本等の金額が1億円超～10億円以下		130,000円	130,000円	130,000円	130,000円	130,000円	
			資本等の金額が1,000万円超～1億円以下		50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	
			上記以外		20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	
		法人税割	本則		5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	
			附則 (超過課税)		5.8% (注9)	5.8% (注9)	5.8% (注9)	5.8% (注9)	5.8% (注9)	
	県民税利子割 (昭和63年度より)				5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	
	県民税配当割 (平成16年より)		本則					5.0%	5.0%	5.0%
			附則					3.0% (注10)	3.0% (注10)	3.0% (注10)
県民税株式等 譲渡所得割あ (平成16年より)		本則					5.0%	5.0%	5.0%	
		附則					3.0% (注11)	3.0% (注11)	3.0% (注11)	

(注10) 平成16年1月1日から平成21年3月31日までの間に支払われる配当等に係るもの

(注11) 平成16年1月1日から平成20年12月31日までの間の譲渡所得金額等に係るもの

税目		年度		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	
県民税	個人県民税	均等割		1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	
		所得割		(所得) 4%	(所得) 4%	(所得) 4%	(所得) 4%	(所得) 4%	
	法人県民税	均等割	資本等の金額が50億円超		800,000円	800,000円	800,000円	800,000円	800,000円
			資本等の金額が10億円超～50億円以下		540,000円	540,000円	540,000円	540,000円	540,000円
			資本等の金額が1億円超～10億円以下		130,000円	130,000円	130,000円	130,000円	130,000円
			資本等の金額が1,000万円超～1億円以下		50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円
			上記以外		20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円
		法人税割	本則		5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
			附則 (超過課税)		5.8% (注9)	5.8% (注9)	5.8% (注9)	5.8% (注9)	5.8% (注9)
	県民税利子割 (昭和63年度より)				5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
	県民税配当割 (平成16年より)	本則		5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	
		附則		3.0% (注10)	3.0% (注10)	3.0% (注12)	3.0% (注12)	3.0% (注12)	
	県民税株式等 譲渡所得割あ (平成16年より)	本則		5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	
		附則		3.0% (注11)	3.0% (注11)	3.0% (注13)	3.0% (注13)	3.0% (注13)	

(注12) 平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に支払われる配当等に係るもの

(注13) 平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間の譲渡所得金額等に係るもの

税目		年度		平成24年	平成25年	平成26年	平成26年10月1日以後開始事業年度	
県民税	個人県民税	均等割		1,000円	1,000円	1,500円	1,500円	
		所得割		(所得) 4%	(所得) 4%	(所得) 4%	(所得) 4%	
	法人県民税	均等割	資本等の金額が50億円超		800,000円	800,000円	800,000円	800,000円
			資本等の金額が10億円超～50億円以下		540,000円	540,000円	540,000円	540,000円
			資本等の金額が1億円超～10億円以下		130,000円	130,000円	130,000円	130,000円
			資本等の金額が1,000万円超～1億円以下		50,000円	50,000円	50,000円	50,000円
			上記以外		20,000円	20,000円	20,000円	20,000円
		法人税割	本則		5.0%	5.0%	5.0%	3.2%
			附則(超過課税)		5.8% (注9)	5.8% (注9)	5.8% (注9)	4.0% (注9)
	県民税利子割(昭和63年度より)				5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
	県民税配当割(平成16年より)	本則		5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	
		附則		3.0% (注12)				
	県民税株式等譲渡所得割(平成16年より)	本則		5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	
		附則		3.0% (注13)				

(2) 事業税

税目		年度		昭和47年	昭和48年	昭和49年	昭和50年	昭和51年		
事業税	個人事業税	第1種事業		5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%		
		第2種事業		4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%		
		第3種事業		5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%		
		あん摩等の事業等		3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%		
	法人事業税	①収入金課税法人		本則	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	
				附則						
		②普通法人		本則	(所得) 150万円以下 6% 300万円以下 9% 300万円超及び 清算所得 12%	(所得) 150万円以下 6% 300万円以下 9% 300万円超及び 清算所得 12%	(所得) 350万円以下 6% 700万円以下 9% 700万円超及び 清算所得 12%	(所得) 350万円以下 6% 700万円以下 9% 700万円超及び 清算所得 12%	(所得) 350万円以下 6% 700万円以下 9% 700万円超及び 清算所得 12%	
				附則			(所得) 300万円以下 6% 600万円以下 9% 600万円超及び 清算所得 12%			
		③特別法人		本則	(所得) 150万円以下 6% 150万円超及び 清算所得 8%	(所得) 150万円以下 6% 150万円超及び 清算所得 8%	(所得) 350万円以下 6% 350万円超及び 清算所得 8%	(所得) 350万円以下 6% 350万円超及び 清算所得 8%	(所得) 350万円以下 6% 350万円超及び 清算所得 8%	
				附則			(所得) 300万円以下 6% 300万円超及び 清算所得 8%			
		④軽減税率不適用法人		本則	普通法人 12% 特別法人 8%	普通法人 12% 特別法人 8%	普通法人 12% 特別法人 8%	普通法人 12% 特別法人 8%	普通法人 12% 特別法人 8%	
				附則						
		⑤外形標準課税対象法人 (平成16年より)								

税目		年度		昭和52年	昭和53年	昭和54年	昭和55年	昭和56年		
事業税	個人事業税	第1種事業		5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%		
		第2種事業		4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%		
		第3種事業		5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%		
		あん摩等の事業等		3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%		
	法人事業税	①収入金課税法人	本則	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%		
			附則							
		②普通法人	本則	(所得) 350万円以下 6% 700万円以下 9% 700万円超及び 清算所得 12%	(所得) 350万円以下 6% 700万円以下 9% 700万円超及び 清算所得 12%	(所得) 350万円以下 6% 700万円以下 9% 700万円超及び 清算所得 12%	(所得) 350万円以下 6% 700万円以下 9% 700万円超及び 清算所得 12%	(所得) 350万円以下 6% 700万円以下 9% 700万円超及び 清算所得 12%		
			附則							
		③特別法人	本則	(所得) 350万円以下 6% 350万円超及び 清算所得 8%	(所得) 350万円以下 6% 350万円超及び 清算所得 8%	(所得) 350万円以下 6% 350万円超及び 清算所得 8%	(所得) 350万円以下 6% 350万円超及び 清算所得 8%	(所得) 350万円以下 6% 350万円超及び 清算所得 8%		
			附則							
		④軽減税率不適用法人	本則	普通法人 12% 特別法人 8%	普通法人 12% 特別法人 8%	普通法人 12% 特別法人 8%	普通法人 12% 特別法人 8%	普通法人 12% 特別法人 8%		
			附則							
		⑤外形標準課税対象法人 (平成16年より)								

税目		年度						
		昭和57年	昭和58年	昭和59年	昭和60年	昭和61年		
事業税	個人事業税	第1種事業	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	
		第2種事業	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	
		第3種事業	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	
		あん摩等の事業等	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	
	法人事業税	①収入金課税法人	本則	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%
			附則					
		②普通法人	本則	(所得) 350万円以下 6% 700万円以下 9% 700万円超及び 清算所得 12%	(所得) 350万円以下 6% 700万円以下 9% 700万円超及び 清算所得 12%	(所得) 350万円以下 6% 700万円以下 9% 700万円超及び 清算所得 12%	(所得) 350万円以下 6% 700万円以下 9% 700万円超及び 清算所得 12%	(所得) 350万円以下 6% 700万円以下 9% 700万円超及び 清算所得 12%
			附則					
		③特別法人	本則	(所得) 350万円以下 6% 350万円超及び 清算所得 8%	(所得) 350万円以下 6% 350万円超及び 清算所得 8%	(所得) 350万円以下 6% 350万円超及び 清算所得 8%	(所得) 350万円以下 6% 350万円超及び 清算所得 8%	(所得) 350万円以下 6% 350万円超及び 清算所得 8%
			附則					
		④軽減税率不適用法人	本則	普通法人 12% 特別法人 8%	普通法人 12% 特別法人 8%	普通法人 12% 特別法人 8%	普通法人 12% 特別法人 8%	普通法人 12% 特別法人 8%
			附則					
		⑤外形標準課税対象法人 (平成16年より)						

税目		年度						
		昭和62年	昭和63年	平成元年	平成2年	平成3年		
事業税	個人事業税	第1種事業	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	
		第2種事業	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	
		第3種事業	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	
		あん摩等の事業等	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	
	法人事業税	①収入金課税法人	本則	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%
			附則					
		②普通法人	本則	(所得) 350万円以下 6% 700万円以下 9% 700万円超及び 清算所得 12%	(所得) 350万円以下 6% 700万円以下 9% 700万円超及び 清算所得 12%	(所得) 350万円以下 6% 700万円以下 9% 700万円超及び 清算所得 12%	(所得) 350万円以下 6% 700万円以下 9% 700万円超及び 清算所得 12%	(所得) 350万円以下 6% 700万円以下 9% 700万円超及び 清算所得 12%
			附則					
		③特別法人	本則	(所得) 350万円以下 6% 350万円超及び 清算所得 8%	(所得) 350万円以下 6% 350万円超及び 清算所得 8%	(所得) 350万円以下 6% 350万円超及び 清算所得 8%	(所得) 350万円以下 6% 350万円超及び 清算所得 8%	(所得) 350万円以下 6% 350万円超及び 清算所得 8%
			附則					
		④軽減税率不適用法人	本則	普通法人 12% 特別法人 8%	普通法人 12% 特別法人 8%	普通法人 12% 特別法人 8%	普通法人 12% 特別法人 8%	普通法人 12% 特別法人 8%
			附則					
		⑤外形標準課税対象法人 (平成16年より)						

税目		年度		平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年		
事業税	個人事業税	第1種事業		5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%		
		第2種事業		4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%		
		第3種事業		5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%		
		あん摩等の事業等		3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%		
	法人事業税	①収入金課税法人		本則	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	
				附則						
		②普通法人		本則	(所得) 350万円以下 6% 700万円以下 9% 700万円超及び 清算所得 12%	(所得) 350万円以下 6% 700万円以下 9% 700万円超及び 清算所得 12%	(所得) 350万円以下 6% 700万円以下 9% 700万円超及び 清算所得 12%	(所得) 350万円以下 6% 700万円以下 9% 700万円超及び 清算所得 12%	(所得) 350万円以下 6% 700万円以下 9% 700万円超及び 清算所得 12%	
				附則						
		③特別法人		本則	(所得) 350万円以下 6% 350万円超及び 清算所得 8%	(所得) 350万円以下 6% 350万円超及び 清算所得 8%	(所得) 350万円以下 6% 350万円超及び 清算所得 8%	(所得) 350万円以下 6% 350万円超及び 清算所得 8%	(所得) 350万円以下 6% 350万円超及び 清算所得 8%	
				附則						
		④軽減税率不適用法人		本則	普通法人 12% 特別法人 8%	普通法人 12% 特別法人 8%	普通法人 12% 特別法人 8%	普通法人 12% 特別法人 8%	普通法人 12% 特別法人 8%	
				附則						
		⑤外形標準課税対象法人 (平成16年より)								

税目		年度		平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年		
事業税	個人事業税	第1種事業		5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%		
		第2種事業		4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%		
		第3種事業		5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%		
		あん摩等の事業等		3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%		
	法人事業税	①収入金課税法人		本則	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	
				附則			1.3%	1.3%	1.3%	
		②普通法人		本則	(所得) 350万円以下 6% 700万円以下 9% 700万円超及び 清算所得 12%	(所得) 400万円以下 5.6% 800万円以下 8.4% 800万円超及び 清算所得 11%	(所得) 400万円以下 5.6% 800万円以下 8.4% 800万円超及び 清算所得 11%	(所得) 400万円以下 5.6% 800万円以下 8.4% 800万円超及び 清算所得 11%	(所得) 400万円以下 5.6% 800万円以下 8.4% 800万円超及び 清算所得 11%	
				附則			(所得) 400万円以下 5% 800万円以下 7.3% 800万円超及び 清算所得 9.6%	(所得) 400万円以下 5% 800万円以下 7.3% 800万円超及び 清算所得 9.6%	(所得) 400万円以下 5% 800万円以下 7.3% 800万円超及び 清算所得 9.6%	
		③特別法人		本則	(所得) 350万円以下 6% 350万円超及び 清算所得 8%	(所得) 400万円以下 5.6% 400万円超及び 清算所得 7.5%	(所得) 400万円以下 5.6% 400万円超及び 清算所得 7.5%	(所得) 400万円以下 5.6% 400万円超及び 清算所得 7.5%	(所得) 400万円以下 5.6% 400万円超及び 清算所得 7.5%	
				附則			(所得) 400万円以下 5% 400万円超及び 清算所得 6.6%	(所得) 400万円以下 5% 400万円超及び 清算所得 6.6%	(所得) 400万円以下 5% 400万円超及び 清算所得 6.6%	
		④軽減税率不適用法人		本則	普通法人 12% 特別法人 8%	普通法人 11% 特別法人 7.5%	普通法人 11% 特別法人 7.5%	普通法人 11% 特別法人 7.5%	普通法人 11% 特別法人 7.5%	
				附則			普通法人 9.6% 特別法人 6.6%	普通法人 9.6% 特別法人 6.6%	普通法人 9.6% 特別法人 6.6%	
		⑤外形標準課税対象法人 (平成16年より)								

税目		年度		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	
事業税	個人事業税	第1種事業		5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	
		第2種事業		4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	
		第3種事業		5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	
		あん摩等の事業等		3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	
	法人事業税	①収入金課税法人		本則	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%
				附則	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%
		②普通法人		本則	(所得) 400万円以下 5.6% 800万円以下 8.4% 800万円超及び 清算所得 11%	(所得) 400万円以下 5.6% 800万円以下 8.4% 800万円超及び 清算所得 11%	(所得) 400万円以下 5.6% 800万円以下 8.4% 800万円超及び 清算所得 11%	(所得) 400万円以下 5.6% 800万円以下 8.4% 800万円超及び 清算所得 11%	(所得) 400万円以下 5.6% 800万円以下 8.4% 800万円超及び 清算所得 11%
				附則	(所得) 400万円以下 5% 800万円以下 7.3% 800万円超及び 清算所得 9.6%	(所得) 400万円以下 5% 800万円以下 7.3% 800万円超及び 清算所得 9.6%	(所得) 400万円以下 5% 800万円以下 7.3% 800万円超及び 清算所得 9.6%	(所得) 400万円以下 5% 800万円以下 7.3% 800万円超及び 清算所得 9.6%	(所得) 400万円以下 5% 800万円以下 7.3% 800万円超及び 清算所得 9.6%
		③特別法人		本則	(所得) 400万円以下 5.6% 400万円超及び 清算所得 7.5%	(所得) 400万円以下 5.6% 400万円超及び 清算所得 7.5%	(所得) 400万円以下 5.6% 400万円超及び 清算所得 7.5%	(所得) 400万円以下 5.6% 400万円超及び 清算所得 7.5%	(所得) 400万円以下 5.6% 400万円超及び 清算所得 7.5%
				附則	(所得) 400万円以下 5% 400万円超及び 清算所得 6.6%	(所得) 400万円以下 5% 400万円超及び 清算所得 6.6%	(所得) 400万円以下 5% 400万円超及び 清算所得 6.6%	(所得) 400万円以下 5% 400万円超及び 清算所得 6.6%	(所得) 400万円以下 5% 400万円超及び 清算所得 6.6%
		④軽減税率不適用法人		本則	普通法人 11% 特別法人 7.5%	普通法人 11% 特別法人 7.5%	普通法人 11% 特別法人 7.5%	普通法人 11% 特別法人 7.5%	普通法人 11% 特別法人 7.5%
				附則	普通法人 9.6% 特別法人 6.6%	普通法人 9.6% 特別法人 6.6%	普通法人 9.6% 特別法人 6.6%	普通法人 9.6% 特別法人 6.6%	普通法人 9.6% 特別法人 6.6%
		⑤外形標準課税対象法人 (平成16年より)					資本割 0.2% 付加価値割 0.48% 所得割 400万円以下 4.4% (3.8) 400万円超 800万円以下 6.6% (5.5) 800万円超及び 清算所得 8.6% (7.2)	資本割 0.2% 付加価値割 0.48% 所得割 400万円以下 4.4% (3.8) 400万円超 800万円以下 6.6% (5.5) 800万円超及び 清算所得 8.6% (7.2)	資本割 0.2% 付加価値割 0.48% 所得割 400万円以下 4.4% (3.8) 400万円超 800万円以下 6.6% (5.5) 800万円超及び 清算所得 8.6% (7.2)

税目		年度		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
事業税	個人事業税	第1種事業		5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
		第2種事業		4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%
		第3種事業		5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
		あん摩等の事業等		3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%
	法人事業税	①収入金課税法人	本則	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%
			附則		0.7% (注1)	0.7% (注1)	0.7% (注1)	0.7% (注1)
		②普通法人	本則	(所得) 400万円以下 5% 800万円以下 7.3% 800万円超及び 清算所得 9.6%	(所得) 400万円以下 5% 800万円以下 7.3% 800万円超及び 清算所得 9.6%	(所得) 400万円以下 5% 800万円以下 7.3% 800万円超及び 清算所得 9.6%	(所得) (注2) 400万円以下 5% 800万円以下 7.3% 800万円超及び 清算所得 9.6%	(所得) (注2) 400万円以下 5% 800万円以下 7.3% 800万円超及び 清算所得 9.6%
			附則		(所得) (注1) 400万円以下 2.7% 800万円以下 4.0% 800万円超及び 清算所得 5.3%	(所得) (注1) 400万円以下 2.7% 800万円以下 4.0% 800万円超及び 清算所得 5.3%	(所得) (注1,2) 400万円以下 2.7% 800万円以下 4.0% 800万円超及び 清算所得 5.3%	(所得) (注1,2) 400万円以下 2.7% 800万円以下 4.0% 800万円超及び 清算所得 5.3%
		③特別法人	本則	(所得) 400万円以下 5% 400万円超及び 清算所得 6.6%	(所得) 400万円以下 5% 400万円超及び 清算所得 6.6%	(所得) 400万円以下 5% 400万円超及び 清算所得 6.6%	(所得) (注2) 400万円以下 5% 400万円超及び 清算所得 6.6%	(所得) (注2) 400万円以下 5% 400万円超及び 清算所得 6.6%
			附則		(所得) (注1) 400万円以下 2.7% 400万円超及び 清算所得 3.6%	(所得) (注1) 400万円以下 2.7% 400万円超及び 清算所得 3.6%	(所得) (注1,2) 400万円以下 2.7% 400万円超及び 清算所得 3.6%	(所得) (注1,2) 400万円以下 2.7% 400万円超及び 清算所得 3.6%
		④軽減税率不適用法人	本則	普通法人 9.6% 特別法人 6.6%	普通法人 9.6% 特別法人 6.6%	普通法人 9.6% 特別法人 6.6%	普通法人 9.6% 特別法人 6.6%	普通法人 9.6% 特別法人 6.6%
			附則		(注1) 普通法人 5.3% 特別法人 3.6%	(注1) 普通法人 5.3% 特別法人 3.6%	(注1) 普通法人 5.3% 特別法人 3.6%	(注1) 普通法人 5.3% 特別法人 3.6%
		⑤外形標準課税対象法人 (平成16年より)		資本割 0.2% 付加価値割 0.48% 所得割 400万円以下 3.8% 400万円超 800万円以下 5.5% 800万円超及び 清算所得 7.2%	資本割 0.2% 付加価値割 0.48% 所得割 400万円以下 3.8% (注1) 1.5% 400万円超 800万円以下 5.5% (注1) 2.2% 800万円超及び 清算所得 7.2% (注1) 2.9%	資本割 0.2% 付加価値割 0.48% 所得割 400万円以下 3.8% (注1) 1.5% 400万円超 800万円以下 5.5% (注1) 2.2% 800万円超及び 清算所得 7.2% (注1) 2.9%	(注2) 資本割 0.2% 付加価値割 0.48% 所得割 400万円以下 3.8% (注1) 1.5% 400万円超 800万円以下 5.5% (注1) 2.2% 800万円超及び 清算所得 7.2% (注1) 2.9%	(注2) 資本割 0.2% 付加価値割 0.48% 所得割 400万円以下 3.8% (注1) 1.5% 400万円超 800万円以下 5.5% (注1) 2.2% 800万円超及び 清算所得 7.2% (注1) 2.9%

(注1) 地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定により、平成20年10月1日以後に開始する事業年度分について適用される税率

(注2) 平成22年10月1日以後の解散からは清算所得課税は廃止

税目		年度		平成24年	平成25年	平成26年	平成26年 10月1日以 降開始事業 年度	
事業税	個人事業税	第1種事業		5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	
		第2種事業		4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	
		第3種事業		5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	
		あん摩等の事業等		3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	
	法人事業税	①収入金課税法人		本則	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%
				附則	0.7% (注1)	0.7% (注1)	0.7% (注1)	0.9% (注1)
		②普通法人		本則	(所得) (注2) 400万円以下 5% 800万円以下 7.3% 800万円超及び 清算所得 9.6%	(所得) (注2) 400万円以下 5% 800万円以下 7.3% 800万円超及び 清算所得 9.6%	(所得) (注2) 400万円以下 5% 800万円以下 7.3% 800万円超及び 清算所得 9.6%	(所得) (注2) 400万円以下 5% 800万円以下 7.3% 800万円超及び 清算所得 9.6%
				附則	(所得) (注1,2) 400万円以下 2.7% 800万円以下 4.0% 800万円超及び 清算所得 5.3%	(所得) (注1,2) 400万円以下 2.7% 800万円以下 4.0% 800万円超及び 清算所得 5.3%	(所得) (注1,2) 400万円以下 2.7% 800万円以下 4.0% 800万円超及び 清算所得 5.3%	(所得) (注1,2) 400万円以下 3.4% 800万円以下 5.1% 800万円超及び 清算所得 6.7%
		③特別法人		本則	(所得) (注2) 400万円以下 5% 400万円超及び 清算所得 6.6%	(所得) (注2) 400万円以下 5% 400万円超及び 清算所得 6.6%	(所得) (注2) 400万円以下 5% 400万円超及び 清算所得 6.6%	(所得) (注2) 400万円以下 5% 400万円超及び 清算所得 6.6%
				附則	(所得) (注1,2) 400万円以下 2.7% 400万円超及び 清算所得 3.6%	(所得) (注1,2) 400万円以下 2.7% 400万円超及び 清算所得 3.6%	(所得) (注1,2) 400万円以下 2.7% 400万円超及び 清算所得 3.6%	(所得) (注1,2) 400万円以下 3.4% 400万円超及び 清算所得 4.6%
		④軽減税率不適用法人		本則	普通法人 9.6% 特別法人 6.6%	普通法人 9.6% 特別法人 6.6%	普通法人 9.6% 特別法人 6.6%	普通法人 9.6% 特別法人 6.6%
				附則	(注1) 普通法人 5.3% 特別法人 3.6%	(注1) 普通法人 5.3% 特別法人 3.6%	(注1) 普通法人 5.3% 特別法人 3.6%	(注1) 普通法人 6.7% 特別法人 4.6%
		⑤外形標準課税対象法人 (平成16年より)		本則	(注2) 資本割 0.2% 付加価値割 0.48% 所得割 400万円以下 3.8% (注1) 1.5% 400万円超 800万円以下 5.5% (注1) 2.2% 800万円超及び 清算所得 7.2% (注1) 2.9%	(注2) 資本割 0.2% 付加価値割 0.48% 所得割 400万円以下 3.8% (注1) 1.5% 400万円超 800万円以下 5.5% (注1) 2.2% 800万円超及び 清算所得 7.2% (注1) 2.9%	(注2) 資本割 0.2% 付加価値割 0.48% 所得割 400万円以下 3.8% (注1) 1.5% 400万円超 800万円以下 5.5% (注1) 2.2% 800万円超及び 清算所得 7.2% (注1) 2.9%	(注2) 資本割 0.2% 付加価値割 0.48% 所得割 400万円以下 3.8% (注1) 2.2% 400万円超 800万円以下 5.5% (注1) 3.2% 800万円超及び 清算所得 7.2% (注1) 4.3%
				附則	(注1) 資本割 0.2% 付加価値割 0.48% 所得割 400万円以下 3.8% (注1) 2.2% 400万円超 800万円以下 5.5% (注1) 3.2% 800万円超及び 清算所得 7.2% (注1) 4.3%	(注1) 資本割 0.2% 付加価値割 0.48% 所得割 400万円以下 3.8% (注1) 2.2% 400万円超 800万円以下 5.5% (注1) 3.2% 800万円超及び 清算所得 7.2% (注1) 4.3%	(注1) 資本割 0.2% 付加価値割 0.48% 所得割 400万円以下 3.8% (注1) 2.2% 400万円超 800万円以下 5.5% (注1) 3.2% 800万円超及び 清算所得 7.2% (注1) 4.3%	(注1) 資本割 0.2% 付加価値割 0.48% 所得割 400万円以下 3.8% (注1) 2.2% 400万円超 800万円以下 5.5% (注1) 3.2% 800万円超及び 清算所得 7.2% (注1) 4.3%

(3) 不動産取得税・県たばこ税・ゴルフ場利用税・特別地方消費税・地方消費税

税目		年度	昭和47年	昭和48年	昭和49年	昭和50年	昭和51年
不動産取得税	本則		3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%
	附則						
県たばこ税 (旧県たばこ消費税)	本則		10.3%	10.3%	10.3%	10.3%	10.3%
	附則						
ゴルフ場利用税	(旧娯楽施設利用税)	ゴルフ場 (1人1日)	700円～ 200円まで の6段階	1,000円～ 400円まで の7段階	1,000円～ 400円まで の7段階	1,000円～ 400円まで の7段階	1,000円～ 400円まで の7段階
		舞踏場、射的場等 (利用料金の)	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
		ぱちんこ場 (1台につき月額)	1,000円～ 30円まで の12段階	1,000円～ 30円まで の12段階	1,000円～ 30円まで の12段階	1,000円～ 30円まで の12段階	1,000円～ 30円まで の12段階
		まあじゃん場 (1卓につき月額)	800円～ 400円まで の5段階	800円～ 400円まで の5段階	800円～ 400円まで の5段階	800円～ 400円まで の5段階	800円～ 400円まで の5段階
		たまつき場 (1台につき月額)	1,300円～ 700円まで の5段階	1,300円～ 700円まで の5段階	1,300円～ 700円まで の5段階	1,300円～ 700円まで の5段階	1,300円～ 700円まで の5段階
		スロットマシン場 (1台につき月額)	2,000円～ 400円まで の5段階	2,000円～ 400円まで の5段階	2,000円～ 400円まで の5段階	2,000円～ 400円まで の5段階	2,000円～ 400円まで の5段階
		ビンゴゲーム場 (1施設につき月額)	35,000円～ 4,000円ま での7段階	35,000円～ 4,000円ま での7段階	35,000円～ 4,000円ま での7段階	35,000円～ 4,000円ま での7段階	35,000円～ 4,000円ま での7段階
特別地方消費税 (旧料理飲食等消費税)			10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
地方消費税 (平成9年度より)							

税目		年度					
		昭和52年	昭和53年	昭和54年	昭和55年	昭和56年	
不動産取得税	本則	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	4.0%	
	附則					3.0% (注1)	
県たばこ税 (旧県たばこ消費税)	本則	10.3%	10.3%	10.3%	10.3%	10.3%	
	附則						
ゴルフ場利用税	(旧 娯楽施設 利用税)	ゴルフ場 (1人1日)	1,200円～ 500円まで の7段階	1,200円～ 500円まで の7段階	1,200円～ 500円まで の7段階	1,200円～ 500円まで の7段階	1,200円～ 500円まで の7段階
		舞踏場、射的場等 (利用料金の)	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
		ぱちんこ場 (1台につき月額)	1,000円～ 50円まで の12段階	1,000円～ 50円まで の12段階	1,000円～ 50円まで の12段階	1,000円～ 50円まで の12段階	1,000円～ 50円まで の12段階
		まあじゃん場 (1卓につき月額)	1,000円～ 500円まで の5段階	1,000円～ 500円まで の5段階	1,000円～ 500円まで の5段階	1,000円～ 500円まで の5段階	1,000円～ 500円まで の5段階
		たまつき場 (1台につき月額)	1,600円～ 800円まで の5段階	1,600円～ 800円まで の5段階	1,600円～ 800円まで の5段階	1,600円～ 800円まで の5段階	1,600円～ 800円まで の5段階
		スロットマシン場 (1台につき月額)	2,000円～ 400円まで の5段階	2,000円～ 400円まで の5段階	2,000円～ 400円まで の5段階	2,000円～ 400円まで の5段階	2,000円～ 400円まで の5段階
		ビンゴゲーム場 (1施設につき月額)	35,000円～ 4,000円ま での7段階	35,000円～ 4,000円ま での7段階	35,000円～ 4,000円ま での7段階	35,000円～ 4,000円ま での7段階	35,000円～ 4,000円ま での7段階
特別地方消費税 (旧料理飲食等消費税)		10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	
地方消費税 (平成9年度より)							

(注1)住宅の取得に限る

税目		年度						
		昭和57年	昭和58年	昭和59年	昭和60年	昭和61年		
不動産取得税	本則	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%		
	附則	3.0% (注1)	3.0% (注1)	3.0% (注1)	3.0% (注1)	3.0% (注1)		
県たばこ税 (旧県たばこ消費税)	本則	10.3%	10.3%	10.3%	従価割 8.1% 従量割 1,000本 につき200円	従価割 8.1% 従量割 1,000本 につき200円		
	附則					従量割 1,000本 につき360円		
ゴルフ場利用税	(旧 娯楽 施設 利用 税)	ゴルフ場 (1人1日)	1,200円～ 500円まで の7段階	1,320円～ 550円まで の7段階	1,320円～ 550円まで の7段階	1,320円～ 550円まで の7段階	1,320円～ 550円まで の7段階	
		舞踏場、射的場等 (利用料金の)	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	
		ぱちんこ場 (1台につき月額)	1,000円～ 50円まで の12段階	1,100円～ 60円まで の12段階	1,100円～ 60円まで の12段階	1,100円～ 60円まで の12段階	1,100円～ 60円まで の12段階	1,100円～ 60円まで の12段階
		まあじゃん場 (1卓につき月額)	1,000円～ 500円まで の5段階	1,100円～ 550円まで の5段階	1,100円～ 550円まで の5段階	1,100円～ 550円まで の5段階	1,100円～ 550円まで の5段階	1,100円～ 550円まで の5段階
		たまつき場 (1台につき月額)	1,600円～ 800円まで の5段階	1,730円～ 870円まで の5段階	1,730円～ 870円まで の5段階	1,730円～ 870円まで の5段階	1,730円～ 870円まで の5段階	1,730円～ 870円まで の5段階
		スロットマシン場 (1台につき月額)	2,000円～ 400円まで の5段階	2,200円～ 440円まで の5段階	2,200円～ 440円まで の5段階	2,200円～ 440円まで の5段階	2,200円～ 440円まで の5段階	2,200円～ 440円まで の5段階
		ビンゴゲーム場 (1施設につき月額)	35,000円～ 4,000円ま での7段階	35,000円～ 4,000円ま での7段階	35,000円～ 4,000円ま での7段階	35,000円～ 4,000円ま での7段階	35,000円～ 4,000円ま での7段階	35,000円～ 4,000円ま での7段階
特別地方消費税 (旧料理飲食等消費税)		10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%		
地方消費税 (平成9年度より)								

税目		年度	昭和62年	昭和63年	平成元年	平成2年	平成3年
		不動産取得税	本則	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%
附則	3.0% (注1)		3.0% (注1)	3.0% (注1)	3.0% (注1)	3.0% (注1)	
県たばこ税 (旧県たばこ消費税)		本則	従価割 8.1% 従量割 1,000本 につき200円	従価割 8.1% 従量割 1,000本 につき200円	1,000本につき 1,129円	1,000本につき 1,129円	1,000本につき 1,129円
		附則	従量割 1,000本 につき360円	従量割 1,000本 につき360円			
ゴルフ場 利用税	(旧 娯楽 施設 利用 税)	ゴルフ場 (1人1日)	1,320円～ 550円まで の7段階	1,320円～ 550円まで の7段階	960円～ 400円まで の7段階	960円～ 400円まで の7段階	960円～ 400円まで の7段階
		舞踏場、射的場等 (利用料金の)	10.0%	10.0%	廃止		
		ぱちんこ場 (1台につき月額)	1,100円～ 60円まで の12段階	1,100円～ 60円まで の12段階	廃止		
		まあじゃん場 (1卓につき月額)	1,100円～ 550円まで の5段階	1,100円～ 550円まで の5段階	廃止		
		たまつき場 (1台につき月額)	1,730円～ 870円まで の5段階	1,730円～ 870円まで の5段階	廃止		
		スロットマシン場 (1台につき月額)	2,200円～ 440円まで の5段階	2,200円～ 440円まで の5段階	廃止		
		ビンゴゲーム場 (1施設につき月額)	35,000円～ 4,000円ま での7段階	35,000円～ 4,000円ま での7段階	廃止		
特別地方消費税 (旧料理飲食等消費税)		10.0%	10.0%	3.0%	3.0%	3.0%	
地方消費税 (平成9年度より)							

税目		年度	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年
		不動産取得税	本則	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%
附則	3.0% (注1)		3.0% (注1)	3.0% (注1)	3.0% (注1)	3.0% (注1)	
県たばこ税 (旧県たばこ消費税)	本則	1,000本につき 1,129円	1,000本につき 1,129円	1,000本につき 1,129円	1,000本につき 1,129円	1,000本につき 1,129円	
	附則						
ゴルフ場利用税	(旧娯楽施設利用税)	ゴルフ場 (1人1日)	960円～ 400円まで の7段階	960円～ 400円まで の7段階	960円～ 400円まで の7段階	960円～ 400円まで の7段階	960円～ 400円まで の7段階
		舞踏場、射的場等 (利用料金の)	(この欄は斜線表示)				
		ぱちんこ場 (1台につき月額)					
		まあじゃん場 (1卓につき月額)					
		たまつき場 (1台につき月額)					
		スロットマシン場 (1台につき月額)					
		ビンゴゲーム場 (1施設につき月額)					
特別地方消費税 (旧料理飲食等消費税)		3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	
地方消費税 (平成9年度より)		(この欄は斜線表示)					

税目		年度	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
		不動産取得税	本則	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%
附則	3.0% (注1)		3.0% (注1)	3.0% (注1)	3.0% (注1)	3.0% (注1)	
県たばこ税 (旧県たばこ消費税)	本則	1,000本につき 692円	1,000本につき 692円	1,000本につき 692円	1,000本につき 692円	1,000本につき 692円	
	附則			1,000本につき 868円	1,000本につき 868円	1,000本につき 868円	
ゴルフ場利用税	(旧娯楽施設利用税)	ゴルフ場 (1人1日)	960円～ 400円まで の7段階	960円～ 400円まで の7段階	960円～ 400円まで の7段階	960円～ 400円まで の7段階	960円～ 400円まで の7段階
		舞踏場、射的場等 (利用料金の)	/				
		ぱちんこ場 (1台につき月額)					
		まあじゃん場 (1卓につき月額)					
		たまつき場 (1台につき月額)					
		スロットマシン場 (1台につき月額)					
		ビンゴゲーム場 (1施設につき月額)					
特別地方消費税 (旧料理飲食等消費税)		3.0%	3.0%	3.0%	廃止	/	
地方消費税 (平成9年度より) ※地方消費税率 = 国の消費税率に対する割合		25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	

税目		年度	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
		不動産取得税	本則	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%
附則	3.0% (注1)		3.0% (注2)	3.0% (注2)	3.0% (注2)	3.0%、 3.5% (注3)	
県たばこ税 (旧県たばこ消費税)	本則	1,000本につき 692円	1,000本につき 793円	1,000本につき 793円	1,000本につき 793円	1,000本につき 898円	
	附則	1,000本につき 868円	1,000本につき 969円	1,000本につき 969円	1,000本につき 969円	1,000本につき 1,074円	
ゴルフ場利用税	(旧 娯楽施設 利用税)	ゴルフ場 (1人1日)	960円～ 400円まで の7段階	960円～ 400円まで の7段階	960円～ 400円まで の7段階	960円～ 400円まで の7段階	960円～ 400円まで の7段階
		舞踏場、射的場等 (利用料金の)	(注2) すべての不動産 (注3) 土地及び住宅の取得は3%、住宅以外の家屋については平成20年3月31日までに取得した場合は3.5%				
		ぱちんこ場 (1台につき月額)					
		まあじゃん場 (1卓につき月額)					
		たまつき場 (1台につき月額)					
		スロットマシン場 (1台につき月額)					
		ビンゴゲーム場 (1施設につき月額)					
特別地方消費税 (旧料理飲食等消費税)	(注2) すべての不動産 (注3) 土地及び住宅の取得は3%、住宅以外の家屋については平成20年3月31日までに取得した場合は3.5%						
地方消費税 (平成9年度より) ※地方消費税率 = 国の消費税率に対する割合						25.0%	25.0%

(注2) すべての不動産

(注3) 土地及び住宅の取得は3%、住宅以外の家屋については平成20年3月31日までに取得した場合は3.5%

税目		年度	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	
不動産取得税	本則		4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	
	附則		3.0%、 3.5% (注3)	3.0%、 3.5% (注3)	3% (注4)	3% (注4)	3% (注4)	
県たばこ税 (旧県たばこ消費税)	本則		1,000本につき 1,074円	1,000本につき 1,074円	1,000本につき 1,074円	1,000本につき 1,504円 (注5)	1,000本につき 1,504円	
	附則							
ゴルフ場利用税	(旧娯楽施設利用税)	ゴルフ場 (1人1日)		960円～ 400円まで の7段階	960円～ 400円まで の7段階	960円～ 400円まで の7段階	960円～ 400円まで の7段階	960円～ 400円まで の7段階
		舞踏場、射的場等 (利用料金の)						
		ぱちんこ場 (1台につき月額)						
		まあじゃん場 (1卓につき月額)						
		たまつき場 (1台につき月額)						
		スロットマシン場 (1台につき月額)						
		ビンゴゲーム場 (1施設につき月額)						
特別地方消費税 (旧料理飲食等消費税)								
地方消費税 (平成9年度より) ※地方消費税率 = 国の消費税率に対する割合			25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	

(注4) 土地及び住宅の取得は3%、住宅以外の家屋の取得については4%(本則どおり)

(注5) 平成22年10月1日以降に適用される税率

税目		年度	平成24年	平成25年	平成26年			
不動産取得税	本則		4.0%	4.0%	4.0%			
	附則		3% (注4)	3% (注4)	3% (注4)			
県たばこ税 (旧県たばこ消費税)	本則		1,000本につき 1,504円	1,000本につき 860円	1,000本につき 860円			
	附則							
ゴルフ場利用税	(旧娯楽施設利用税)	ゴルフ場 (1人1日)		960円～ 400円まで の7段階	960円～ 400円まで の7段階	960円～ 400円まで の7段階		
		舞踏場、射的場等 (利用料金の)						
		ぱちんこ場 (1台につき月額)						
		まあじゃん場 (1卓につき月額)						
		たまつき場 (1台につき月額)						
		スロットマシン場 (1台につき月額)						
		ビンゴゲーム場 (1施設につき月額)						
特別地方消費税 (旧料理飲食等消費税)								
地方消費税 (平成9年度より) ※地方消費税率 = 国の消費税率に対する割合			25.0%	25.0%	63分の17			

(4) 軽油引取税・狩猟税・鉱区税・石油価格調整税・産業廃棄物税・自動車取得税

税目		年度	昭和47年	昭和48年	昭和49年	昭和50年	昭和51年
軽油引取税		本則	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円
		附則					19,500円
		特例	11,000円	11,800円	12,600円	13,400円	14,200円 (17,400円)
狩猟税	①甲種(わな) 乙種(鉄砲) の登録を 受ける者	狩猟者登録税 (旧狩猟免許税)	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円
		入猟税	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
	②①の者のうち 県民税の所得 割の納付を要 しない者	狩猟者登録税 (旧狩猟免許税)	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
		入猟税	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
	③丙種狩猟免許 (空気銃)の登 録を受ける者	狩猟者登録税 (旧狩猟免許税)	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
		入猟税	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
鉱区税	①砂鉱を目的としない 鉱業権の鉱区 (面積100アールごと年額)	試掘鉱区	90円	90円	90円	90円	90円
		採掘鉱区	180円	180円	180円	180円	180円
	②砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 (面積100アールごと年額)		90円	90円	90円	90円	90円
	③石油又は可燃性天然ガスを目的と する鉱業権の鉱区		①の2/3	①の2/3	①の2/3	①の2/3	①の2/3
石油価格調整税 (法定外普通税)			1キロにつき 揮発油 500円 軽油 300円	1キロにつき 揮発油 500円 軽油 300円	1キロにつき 揮発油 500円 軽油 300円	1キロにつき 揮発油 500円 軽油 300円	1キロにつき 揮発油 500円 軽油 300円
産業廃棄物税 (法定外目的税)							
自動車取得税		本則	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%
		附則			5.0% (注1)	5.0% (注1)	5.0% (注1)

(注1) 自家用登録自動車に限る

税目		年度	昭和52年	昭和53年	昭和54年	昭和55年	昭和56年
		軽油引取税	本則		15,000円	15,000円	15,000円
附則			19,500円	19,500円	24,300円	24,300円	24,300円
特例			18,500円 (19,500円)	廃止	/		
狩猟税	①甲種(わな) 乙種(鉄砲) の登録を 受ける者	狩猟者登録税 (旧狩猟免許税)	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円
		入猟税	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円
	②①の者のうち 県民税の所得 割の納付を要 しない者	狩猟者登録税 (旧狩猟免許税)	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円
		入猟税	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円
	③丙種狩猟免許 (空気銃)の登 録を受ける者	狩猟者登録税 (旧狩猟免許税)	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
		入猟税	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
鉦区税	①砂鉦を目的としない 鉦業権の鉦区 (面積100アールごと 年額)	試掘鉦区	180円	180円	180円	180円	180円
		採掘鉦区	360円	360円	360円	360円	360円
	②砂鉦を目的とする鉦業権の鉦区 (面積100アールごと 年額)		180円	180円	180円	180円	180円
	③石油又は可燃性天然ガスを目的と する鉦業権の鉦区		①の2/3	①の2/3	①の2/3	①の2/3	①の2/3
石油価格調整税 (法定外普通税)			揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円
産業廃棄物税 (法定外目的税)			/				
自動車取得税	本則		3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%
	附則		5.0% (注1)	5.0% (注1)	5.0% (注1)	5.0% (注1)	5.0% (注1)

税目		年度	昭和57年	昭和58年	昭和59年	昭和60年	昭和61年
軽油引取税	本則		15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円
	附則		24,300円	24,300円	24,300円	24,300円	24,300円
	特例						
狩猟税	①甲種(わな) 乙種(鉄砲) の登録を 受ける者	狩猟者登録税 (旧狩猟免許税)	9,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
		入猟税	6,000円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円
	②①の者のうち 県民税の所得 割の納付を要 しない者	狩猟者登録税 (旧狩猟免許税)	4,000円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円
		入猟税	6,000円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円
	③丙種狩猟免許 (空気銃)の登 録を受ける者	狩猟者登録税 (旧狩猟免許税)	3,000円	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円
		入猟税	2,000円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円
鉦区税	①砂鉦を目的としない 鉦業権の鉦区 (面積100アールごと 年額)	試掘鉦区	180円	200円	200円	200円	200円
		採掘鉦区	360円	400円	400円	400円	400円
	②砂鉦を目的とする鉦業権の鉦区 (面積100アールごと 年額)		180円	200円	200円	200円	200円
	③石油又は可燃性天然ガスを目的と する鉦業権の鉦区		①の2/3	①の2/3	①の2/3	①の2/3	①の2/3
石油価格調整税 (法定外普通税)			揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円
産業廃棄物税 (法定外目的税)							
自動車取得税	本則		3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%
	附則		5.0% (注1)	5.0% (注1)	5.0% (注1)	5.0% (注1)	5.0% (注1)

税目		年度	昭和62年	昭和63年	平成元年	平成2年	平成3年
軽油引取税		本則	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円
		附則	24,300円	24,300円	24,300円	24,300円	24,300円
		特例					
狩猟税	①甲種(わな) 乙種(鉄砲) の登録を 受ける者	狩猟者登録税 (旧狩猟免許税)	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
		入猟税	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円
	②①の者のうち 県民税の所得 割の納付を要 しない者	狩猟者登録税 (旧狩猟免許税)	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円
		入猟税	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円
	③丙種狩猟免許 (空気銃)の登 録を受ける者	狩猟者登録税 (旧狩猟免許税)	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円
		入猟税	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円
鉱区税	①砂鉱を目的としない 鉱業権の鉱区 (面積100アールごと 年額)		試掘鉱区	200円	200円	200円	200円
			採掘鉱区	400円	400円	400円	400円
	②砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 (面積100アールごと 年額)			200円	200円	200円	200円
	③石油又は可燃性天然ガスを目的と する鉱業権の鉱区			①の2/3	①の2/3	①の2/3	①の2/3
石油価格調整税 (法定外普通税)			揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円
産業廃棄物税 (法定外目的税)							
自動車取得税		本則	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%
		附則	5.0% (注1)	5.0% (注1)	5.0% (注1)	5.0% (注1)	5.0% (注1)

税目		年度	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年
軽油引取税		本則	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円
		附則	24,300円	24,300円 (32,100円)	32,100円	32,100円	32,100円
		特例					
狩猟税	①甲種(わな) 乙種(鉄砲) の登録を 受ける者	狩猟者登録税 (旧狩猟免許税)	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
		入猟税	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円
	②①の者のうち 県民税の所得 割の納付を要 しない者	狩猟者登録税 (旧狩猟免許税)	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円
		入猟税	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円
	③丙種狩猟免許 (空気銃)の登 録を受ける者	狩猟者登録税 (旧狩猟免許税)	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円
		入猟税	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円
鉦区税	①砂鉦を目的としない 鉦業権の鉦区 (面積100アールごと 年額)	試掘鉦区	200円	200円	200円	200円	200円
		採掘鉦区	400円	400円	400円	400円	400円
	②砂鉦を目的とする鉦業権の鉦区 (面積100アールごと 年額)		200円	200円	200円	200円	200円
	③石油又は可燃性天然ガスを目的と する鉦業権の鉦区		①の2/3	①の2/3	①の2/3	①の2/3	①の2/3
石油価格調整税 (法定外普通税)			揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円
産業廃棄物税 (法定外目的税)							
自動車取得税		本則	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%
		附則	5.0% (注1)	5.0% (注1)	5.0% (注1)	5.0% (注1)	5.0% (注1)

税目		年度	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
		軽油引取税	本則		15,000円	15,000円	15,000円
附則			32,100円	32,100円	32,100円	32,100円	32,100円
特例							
狩猟税	①甲種(わな) 乙種(鉄砲) の登録を 受ける者	狩猟者登録税 (旧狩猟免許税)	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
		入猟税	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円
	②①の者のうち 県民税の所得 割の納付を要 しない者	狩猟者登録税 (旧狩猟免許税)	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円
		入猟税	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円
	③丙種狩猟免許 (空気銃)の登 録を受ける者	狩猟者登録税 (旧狩猟免許税)	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円
		入猟税	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円
鉱区税	①砂鉱を目的としない 鉱業権の鉱区 (面積100アールごと 年額)	試掘鉱区	200円	200円	200円	200円	200円
		採掘鉱区	400円	400円	400円	400円	400円
	②砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 (面積100アールごと 年額)		200円	200円	200円	200円	200円
	③石油又は可燃性天然ガスを目的と する鉱業権の鉱区		①の2/3	①の2/3	①の2/3	①の2/3	①の2/3
石油価格調整税 (法定外普通税)			揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円
産業廃棄物税 (法定外目的税)							
自動車取得税	本則		3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%
	附則		5.0% (注1)	5.0% (注1)	5.0% (注1)	5.0% (注1)	5.0% (注1)

税目		年度	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
軽油引取税	本則		15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円
	附則		32,100円	32,100円	32,100円	32,100円	32,100円
	特例						
狩猟税	①甲種(わな) 乙種(鉄砲) の登録を 受ける者	狩猟者登録税 (旧狩猟免許税)	10,000円	10,000円	16,500円	16,500円	16,500円
		入猟税	6,500円	6,500円			
	②①の者のうち 県民税の所得 割の納付を要 しない者	狩猟者登録税 (旧狩猟免許税)	4,500円	4,500円	11,000円	11,000円	11,000円
		入猟税	6,500円	6,500円			
	③丙種狩猟免許 (空気銃)の登 録を受ける者	狩猟者登録税 (旧狩猟免許税)	3,300円	3,300円	5,500円	5,500円	5,500円
		入猟税	2,200円	2,200円			
鉱 区 税	①砂鉱を目的としない 鉱業権の鉱区 (面積100アールごと 年額)	試掘鉱区	200円	200円	200円	200円	200円
		採掘鉱区	400円	400円	400円	400円	400円
	②砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 (面積100アールごと 年額)		200円	200円	200円	200円	200円
	③石油又は可燃性天然ガスを目的と する鉱業権の鉱区		①の2/3	①の2/3	①の2/3	①の2/3	①の2/3
石油価格調整税 (法定外普通税)			揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円
産業廃棄物税 (法定外目的税)							産業廃棄物 1トンにつき 1,000円
自動車取得税	本則		3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%
	附則		5.0% (注1)	5.0% (注1)	5.0% (注1)	5.0% (注1)	5.0% (注1)

税目		年度	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
軽油引取税		本則	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円
		附則	32,100円	32,100円 (注2)	32,100円	32,100円	32,100円
		特例					
狩猟税	①③以外の者のうち県民税の所得割の納付を要する者	第1種銃猟免許の登録を受ける者	16,500円	16,500円	16,500円	16,500円	16,500円
		網猟免許又はわな猟免許の登録を受ける者	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円
	②③以外の者のうち県民税の所得割の納付を要しない者	第1種銃猟免許の登録を受ける者	11,000円	11,000円	11,000円	11,000円	11,000円
		網猟免許又はわな猟免許の登録を受ける者	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円
	③第2種狩猟免許(空気銃)の登録を受ける者		5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円
鉦区税	①砂鉦を目的としない鉦業権の鉦区(面積100アールごと 年額)	試掘鉦区	200円	200円	200円	200円	200円
		採掘鉦区	400円	400円	400円	400円	400円
	②砂鉦を目的とする鉦業権の鉦区(面積100アールごと 年額)		200円	200円	200円	200円	200円
	③石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉦業権の鉦区		①の2/3	①の2/3	①の2/3	①の2/3	①の2/3
石油価格調整税(法定外普通税)			揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円
産業廃棄物税(法定外目的税)			産業廃棄物 1トンにつき 1,000円	産業廃棄物 1トンにつき 1,000円	産業廃棄物 1トンにつき 1,000円	産業廃棄物 1トンにつき 1,000円	産業廃棄物 1トンにつき 1,000円
自動車取得税		本則	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%
		附則	5.0% (注1)	5.0% (注1)(注2)	5.0% (注1)	5.0% (注1)	5.0% (注1)

(注2) 平成20年4月のみ本則税率適用

税目		年度		平成24年	平成25年	平成26年		
		本則	附則					
軽油引取税		本則		15,000円	15,000円	15,000円		
		附則		32,100円	32,100円	32,100円		
		特例						
狩猟税	①③以外の者のうち県民税の所得割の納付を要する者	第1種銃猟免許の登録を受ける者		16,500円	16,500円	16,500円		
		網猟免許又はわな猟免許の登録を受ける者		8,200円	8,200円	8,200円		
	②③以外の者のうち県民税の所得割の納付を要しない者	第1種銃猟免許の登録を受ける者		11,000円	11,000円	11,000円		
		網猟免許又はわな猟免許の登録を受ける者		5,500円	5,500円	5,500円		
	③第2種狩猟免許(空気銃)の登録を受ける者			5,500円	5,500円	5,500円		
鉱区税	①砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区(面積100アールごと 年額)	試掘鉱区		200円	200円	200円		
		採掘鉱区		400円	400円	400円		
	②砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区(面積100アールごと 年額)			200円	200円	200円		
	③石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区			①の2/3	①の2/3	①の2/3		
石油価格調整税(法定外普通税)				揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円		
産業廃棄物税(法定外目的税)				産業廃棄物 1トンにつき 1,000円	産業廃棄物 1トンにつき 1,000円	産業廃棄物 1トンにつき 1,000円		
自動車取得税		本則		3.0%	3.0%	3.0%		
		附則		5.0% (注1)	5.0% (注1)	2.0% (注3)		

(注3) 営業用登録自動車及び軽自動車に限る

(5) 自動車税

税目				年度						
				昭和47年	昭和48年	昭和49年	昭和50年	昭和51年		
自動車税	乗用車	自用用(小型)	総排気量 1リットル超～ 1.5リットル以下	本則	21,000円	21,000円	21,000円	21,000円	27,500円	
				附則	16,800円	18,900円				
		総排気量 1.5リットル超～	本則	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	31,500円		
			附則	18,300円	21,000円					
		営業用(小型)	総排気量 1リットル超～ 1.5リットル以下	本則	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	8,000円	
				附則	5,700円	6,300円				
	トラック	営業用	最大積載量 4トン超～5トン以下	本則	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	17,500円	
				附則	9,000円	12,000円				
	バス	営業用	乗員定員 30人超～ 40人以下 (一般乗合用)	本則	14,000円	14,000円	14,000円	14,000円	14,000円	
				附則	10,200円	11,100円	12,000円	12,900円		
	3輪小型 (営業用)				本則	3,800円	3,800円	3,800円	3,800円	4,400円
					附則	2,100円	3,000円			
特種用途自動車 キャンピング車 (自家用)				普通自動車 (その他)					20,600円	

税目				年度					
				昭和52年	昭和53年	昭和54年	昭和55年	昭和56年	
自動車税	乗用車	自用 (小型)	総排気量 1リットル超～ 1.5リットル以下	本則	27,500円	27,500円	30,000円	30,000円	30,000円
			附則						
		総排気量 1.5リットル超～	本則	31,500円	31,500円	34,500円	34,500円	34,500円	
			附則						
		営業 (小型)	総排気量 1リットル超～ 1.5リットル以下	本則	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円
			附則						
	トラック	営業用	最大積載量 4ト超～5ト以下	本則	17,500円	17,500円	17,500円	17,500円	17,500円
				附則					
	バス	営業用	乗員定員 30人超～ 40人以下 (一般乗合用)	本則	14,000円	14,000円	14,000円	14,000円	14,000円
				附則					
	3輪小型 (営業用)			本則	4,400円	4,400円	4,400円	4,400円	4,400円
				附則					
特種用途自動車 キャンピング車 (家用)			普通自動車 (その他)	20,600円	20,600円	20,600円	20,600円	20,600円	

税目				年度					
				昭和57年	昭和58年	昭和59年	昭和60年	昭和61年	
自動車税	乗用車	家用 (小型)	総排気量 1リットル超～ 1.5リットル以下	本則	30,000円	30,000円	34,500円	34,500円	34,500円
				附則					
		総排気量 1.5リットル超～	本則	34,500円	34,500円	39,500円	39,500円	39,500円	
			附則						
		営業 (小型)	総排気量 1リットル超～ 1.5リットル以下	本則	8,000円	8,000円	8,500円	8,500円	8,500円
				附則					
	トラック	営業用	最大積載量 4ト超～5ト以下	本則	17,500円	17,500円	18,500円	18,500円	18,500円
				附則					
	バス	営業用	乗員定員 30人超～ 40人以下 (一般乗合用)	本則	14,000円	14,000円	14,500円	14,500円	14,500円
				附則					
	3輪小型 (営業用)			本則	4,400円	4,400円	4,500円	4,500円	4,500円
				附則					
特種用途自動車 キャンピング車 (家用)			普通自動車 (その他)	20,600円	20,600円	20,600円	20,600円	20,600円	

税目				年度		昭和62年	昭和63年	平成元年	平成2年	平成3年
				本則	附則					
自動車税	乗用車	自家用(小型)	総排気量 1リットル超～ 1.5リットル以下	本則		34,500円	34,500円	34,500円	34,500円	34,500円
				附則						
		総排気量 1.5リットル超～	本則		39,500円	39,500円	39,500円 (注1)	39,500円 (注1)	39,500円 (注1)	
			附則							
		営業(小型)	総排気量 1リットル超～ 1.5リットル以下	本則		8,500円	8,500円	8,500円	8,500円	8,500円
				附則						
	トラック	営業用	最大積載量 4ト超～5ト以下	本則		18,500円	18,500円	18,500円	18,500円	18,500円
				附則						
	バス	営業用	乗員定員 30人超～ 40人以下 (一般乗合用)	本則		14,500円	14,500円	14,500円	14,500円	14,500円
				附則						
	3輪小型 (営業用)			本則		4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円
				附則						
特種用途自動車 キャンピング車 (自家用)			普通自動車 (その他)		20,600円	20,600円	20,600円	20,600円	20,600円	

(注1) 自家用で総排気量が1.5リットル～2リットル以下

税目				年度		平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年
				本則	附則					
自動車税	乗用車	自家用	総排気量 1リットル超～ 1.5リットル以下	本則		34,500円	34,500円	34,500円	34,500円	34,500円
				附則						
			総排気量 1.5リットル超～ 2リットル以下	本則		39,500円	39,500円	39,500円	39,500円	39,500円
				附則						
		営業	総排気量 1リットル超～ 1.5リットル以下	本則		8,500円	8,500円	8,500円	8,500円	8,500円
				附則						
	トラック	営業用	最大積載量 4ト超～5ト以下	本則		18,500円	18,500円	18,500円	18,500円	18,500円
				附則						
	バス	営業用	乗員定員 30人超～ 40人以下 (一般乗合用)	本則		14,500円	14,500円	14,500円	14,500円	14,500円
				附則						
	3輪小型 (営業用)			本則		4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円
				附則						
特種用途自動車 キャンピング車 (自家用)			普通自動車 (その他)		20,600円	20,600円	20,600円	20,600円	20,600円	

税目				年度		平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
				本則	附則					
自動車税	乗用車	自家用	総排気量 1リットル超～ 1.5リットル以下	本則		34,500円	34,500円	34,500円	34,500円	34,500円
				附則						
			総排気量 1.5リットル超～ 2リットル以下	本則		39,500円	39,500円	39,500円	39,500円	39,500円
				附則						
		営業	総排気量 1リットル超～ 1.5リットル以下	本則		8,500円	8,500円	8,500円	8,500円	8,500円
				附則						
	トラック	営業用	最大積載量 4トン超～5トン以下	本則		18,500円	18,500円	18,500円	18,500円	18,500円
				附則						
	バス	営業用	乗員定員 30人超～ 40人以下 (一般乗合用)	本則		14,500円	14,500円	14,500円	14,500円	14,500円
				附則						
	3輪小型 (営業用)			本則		4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円
				附則						
特種用途自動車 キャンピング車 (自家用)			普通自動車 (その他)		20,600円	20,600円	20,600円	27,600円 (注2)	27,600円 (注2)	

(注2) 自家用で総排気量が1リットル～1.5リットル以下

税目			年度		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年		
			本則	附則							
自動車税	乗用車	家用	総排気量 1リットル超～ 1.5リットル以下	本則		34,500円	34,500円	34,500円	34,500円	34,500円	
				附則	重課		37,900円	37,900円	37,900円	37,900円	37,900円
					軽課		17,500円	17,500円	17,500円	17,500円	17,500円
					軽課		26,000円	26,000円	26,000円	26,000円	26,000円
		軽課		30,500円	30,500円	30,500円	廃止	廃止			
		家用	総排気量 1.5リットル超～ 2リットル以下	本則		39,500円	39,500円	39,500円	39,500円	39,500円	
				附則	重課		43,400円	43,400円	43,400円	43,400円	43,400円
					軽課		20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円
	軽課					30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	
	軽課		34,500円	34,500円	34,500円	廃止	廃止				
	営業用	総排気量 1リットル超～ 1.5リットル以下	本則		8,500円	8,500円	8,500円	8,500円	8,500円		
			附則	重課		9,300円	9,300円	9,300円	9,300円	9,300円	
				軽課		4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	
				軽課		6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	
	軽課		7,500円	7,500円	7,500円	廃止	廃止				
	トラック	営業用	最大積載量 4トン超～5トン以下	本則		18,500円	18,500円	18,500円	18,500円	18,500円	
附則				重課		20,300円	20,300円	20,300円	20,300円	20,300円	
				軽課		9,500円	9,500円	9,500円	9,500円	9,500円	
				軽課		14,000円	14,000円	14,000円	14,000円	14,000円	
軽課			16,500円	16,500円	16,500円	廃止	廃止				
バス		営業用	乗員定員 30人超～ 40人以下 (一般乗合用)	本則		14,500円	14,500円	14,500円	14,500円	14,500円	
				附則	重課						
					軽課		7,500円	7,500円	7,500円	7,500円	7,500円
	軽課					11,000円	11,000円	11,000円	11,000円	11,000円	
軽課		13,000円	13,000円	13,000円	廃止	廃止					
3輪小型 (営業用)			本則		4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円		
			附則	重課		4,900円	4,900円	4,900円	4,900円	4,900円	
				軽課		2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	
				軽課		3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	
軽課		4,000円	4,000円	4,000円	廃止	廃止					
(キヤンピング車) 特種用途自動車	家用	総排気量 1リットル超～ 1.5リットル以下	本則		27,600円	27,600円	27,600円	27,600円	27,600円		
			附則	重課		30,300円	30,300円	30,300円	30,300円	30,300円	
				軽課		14,000円	14,000円	14,000円	14,000円	14,000円	
				軽課		21,000円	21,000円	21,000円	21,000円	21,000円	
軽課		24,500円	24,500円	24,500円	廃止	廃止					

税目			年度		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年		
			本則	附則							
自動車税	乗用車	家用	総排気量 1リットル超～ 1.5リットル以下	本則		34,500円	34,500円	34,500円	34,500円	34,500円	
				附則	重課		37,900円	37,900円	37,900円	37,900円	37,900円
					軽課		17,500円	17,500円	17,500円	17,500円	17,500円
					軽課		26,000円	26,000円	26,000円	26,000円	廃止
		軽課		廃止	廃止	廃止	廃止	廃止			
		家用	総排気量 1.5リットル超～ 2リットル以下	本則		39,500円	39,500円	39,500円	39,500円	39,500円	
				附則	重課		43,400円	43,400円	43,400円	43,400円	43,400円
					軽課		20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円
	軽課					30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	廃止	
	軽課		廃止	廃止	廃止	廃止	廃止				
	営業用	総排気量 1リットル超～ 1.5リットル以下	本則		8,500円	8,500円	8,500円	8,500円	8,500円		
			附則	重課		9,300円	9,300円	9,300円	9,300円	9,300円	
				軽課		4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	
				軽課		6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	廃止	
	軽課		廃止	廃止	廃止	廃止	廃止				
	トラック	営業用	最大積載量 4トン超～5トン以下	本則		18,500円	18,500円	18,500円	18,500円	18,500円	
附則				重課		20,300円	20,300円	20,300円	20,300円	20,300円	
				軽課		9,500円	9,500円	9,500円	9,500円	9,500円	
				軽課		14,000円	14,000円	14,000円	14,000円	廃止	
軽課			廃止	廃止	廃止	廃止	廃止				
バス		営業用	乗員定員 30人超～ 40人以下 (一般乗合用)	本則		14,500円	14,500円	14,500円	14,500円	14,500円	
				附則	重課						
					軽課		7,500円	7,500円	7,500円	7,500円	7,500円
	軽課					11,000円	11,000円	11,000円	11,000円	廃止	
軽課		廃止	廃止	廃止	廃止	廃止					
3輪小型 (営業用)			本則		4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円		
			附則	重課		4,900円	4,900円	4,900円	4,900円	4,900円	
				軽課		2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	
				軽課		3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	廃止	
軽課		廃止	廃止	廃止	廃止	廃止					
(キャンピング 用途自動車)	家用	総排気量 1リットル超～ 1.5リットル以下	本則		27,600円	27,600円	27,600円	27,600円	27,600円		
			附則	重課		30,300円	30,300円	30,300円	30,300円	30,300円	
				軽課		14,000円	14,000円	14,000円	14,000円	14,000円	
				軽課		21,000円	21,000円	21,000円	21,000円	廃止	
軽課		廃止	廃止	廃止	廃止	廃止					

税目			年度		平成24年	平成25年	平成26年				
			本則	附則							
自動車税	乗用車	家用	総排気量 1リットル超～ 1.5リットル以下	本則		34,500円	34,500円	34,500円			
				附則	重課		37,900円	37,900円	37,900円		
					軽課		17,500円	17,500円	17,500円		
					軽課		廃止	26,000円	26,000円		
		軽課		廃止	廃止	廃止					
		営業用	総排気量 1.5リットル超～ 2リットル以下	本則		39,500円	39,500円	39,500円			
				附則	重課		43,400円	43,400円	43,400円		
					軽課		20,000円	20,000円	20,000円		
	軽課					廃止	30,000円	30,000円			
	軽課		廃止	廃止	廃止						
	トラック	営業用	最大積載量 4トン超～5トン以下	本則		18,500円	18,500円	18,500円			
				附則	重課		20,300円	20,300円	20,300円		
					軽課		9,500円	9,500円	9,500円		
					軽課		廃止	14,000円	14,000円		
		軽課		廃止	廃止	廃止					
		バス	営業用	乗員定員 30人超～ 40人以下 (一般乗合用)	本則		14,500円	14,500円	14,500円		
附則					重課						
					軽課		7,500円	7,500円	7,500円		
	軽課					廃止	11,000円	11,000円			
軽課		廃止	廃止	廃止							
3輪小型 (営業用)			本則		4,500円	4,500円	4,500円				
			附則	重課		4,900円	4,900円	4,900円			
				軽課		2,500円	2,500円	2,500円			
				軽課		廃止	3,500円	3,500円			
軽課		廃止	廃止	廃止							
(キヤンピング車) 特種用途自動車	家用	総排気量 1リットル超～ 1.5リットル以下	本則		27,600円	27,600円	27,600円				
			附則	重課		30,300円	30,300円	30,300円			
				軽課		14,000円	14,000円	14,000円			
				軽課		廃止	21,000円	21,000円			
軽課		廃止	廃止	廃止							